

官報

号外

昭和二十九年六月三日

○第十九回 参議院會議録第五十八号

昭和二十九年六月三日(木曜日)午後十四時三十分開議

議事日程 第五十八号

昭和二十九年六月三日

午前十時開議

第一 第十次計國造船実施促進に
関する決議案(松浦清一君外十
名発議)

(委員会審査省略要求事件)

第二 国有財産特別措置法の一部
を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第三 企業再建整備法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

(委員長報告)

第四 精神衛生法の一部を改正す
る法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第五 宅地建物取引業法の一部を
改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第六 小田急電鉄参宮橋駅附近の
踏切改善に関する請願

(委員長報告)

昭和二十九年六月三日 参議院會議録第五十八号 議長の報告

第七 小田急電鉄代田二号踏切等
改善に関する請願 (委員長報告)

第八 鉄道踏切施設整備強化に關
する請願 (委員長報告)

第九 赤穂線鉄道敷設促進に關す
る請願 (委員長報告)

第一〇 長崎本線回車東京、長崎
両駅間特別急行列車運行に關す
る請願 (委員長報告)

第一一 第十次造船計画促進に關
する請願 (委員長報告)

第一二 第十次造船計画促進等に
関する請願 (委員長報告)

第一三 ダムの漁業権に関する請
願 (委員長報告)

第一四 東京内海のヒトデ被害對
策に関する請願 (委員長報告)

第一五 福岡県遠賀川改修に關す
る請願 (委員長報告)

第一六 土地収用法中一部改正に
関する請願 (委員長報告)

第一七 徳島県長安口ダム建設に
伴う補償の請願 (委員長報告)

第一八 岡山市都市計画大学網浜
線中旭川に桜橋架設の請願
(委員長報告)

第一九 北海道石狩川治水法線に
関する請願 (委員長報告)

第二〇 東富士演習場設置に伴う
被害農家の救済に関する請願
(委員長報告)

第二一 駐留軍労働者の労働基本
契約に関する請願 (委員長報告)

第二二 駐留軍労働者の特別退職
手当に関する請願 (委員長報告)

第二三 第十次造船計画促進に關
する陳情 (委員長報告)

第二四 長尾、木津両駅間にジ
ェルカー運行の陳情 (委員長報告)

第二五 別府湾の遺棄毒ガス弾に
よる漁業被害補償等の陳情
(委員長報告)

第二六 駐留軍労働者の夏期手当
に関する陳情 (委員長報告)

○議長(河井廣八君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

昨日議長において、左の常任委員の
辞任を許可した。

内閣委員

法務委員

大蔵委員

農林委員

労働委員

予算委員

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

内閣委員

法務委員

大蔵委員

農林委員

労働委員

予算委員

議院運営委員

同日議長は、議員から提出した左の議
案を委員会に付託した。

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(小林政夫君発議)

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(小林政夫君発議)

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(小林政夫君発議)

同日議長は、議員から提出した左の議
案を委員会に付託した。

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(小林政夫君発議)

同日議長は、議員から提出した左の議
案を委員会に付託した。

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(小林政夫君発議)

同日議長は、議員から提出した左の議
案を委員会に付託した。

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(小林政夫君発議)

同日議長は、議員から提出した左の議
案を委員会に付託した。

中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(小林政夫君発議)

同日議長は、議員から提出した左の議
案を委員会に付託した。

協同組合による保険事業に関する法
律案(小林政夫君発議)

大蔵委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出し
た。

裁判所職員定員法等の一部を改正す
る法律案修正議決報告書

宅地建物取引業法の一部を改正する
法律案可決報告書

建設委員会附屬審査報告書第三号同
特別報告第三号

建設委員会附屬審査報告書第二号同
特別報告第二号

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

防衛庁設置法案

自衛隊法案

同日衆議院から、本院の回付した左の
内閣提出案は、同院において本院の修
正に同意した旨の通知書を受領した。

日本中央競馬会法案

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

日本中央競馬会法

防衛庁設置法

自衛隊法

同日議長から内閣總理大臣宛左の決議
を送付した。

自衛隊の海外出動を為さるることに
関する決議

昭和二十九年六月三日 参議院會議第五十八号 會議 常任委員長辭任の件 議事日程追加の件 常任委員長の選挙 第十次計画造船実施促進に関する決議案 一二七四

同日内閣から、左記の者を国家公安委員に任命したので警察法第五十二条第二項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

野村 秀雄

○議長(河井彌八郎) これより本日の會議を開きます。

この際、お諮りいたします。外務委員長佐藤尚武君、水産委員長森崎隆君、経済安定委員長早川慎一君、懲罰委員長石川清一君、図書館運営委員長高橋道男君から、それぞれ常任委員長を辞任したい旨の申出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(河井彌八郎) つきましては、この際、日程を追加して、常任委員長の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

○大和興一君 常任委員長の選挙は、いずれも成規の手続を省略いたしましたし、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○上林忠次君 私は、只今の大和興一君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八郎) 大和君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて議長は、外務委員長に石黒忠馬君、水産委員長に小林孝平君、経済安定委員長に小林政夫君、懲罰委員長に松原一彦君、図書館運営委員長に相木康治君を指名いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 日程第一、第十次計画造船実施促進に関する決議案(松浦清一君外十名発議)

本案は、発議者から、委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求の通り、委員会の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて、本案を議題といたします。

これより発議者に対し、趣旨説明の発言を許します。松浦清一君。

第十次計画造船実施促進に関する決議案

右の議案を決議する。

昭和二十九年五月十七日

発議者

松浦 清一 前田 綱
森田 義衛 重盛 壽治
大和 興一 千田 正
井村 徳二 岡田 信次
入交 太蔵 村尾 重雄
山口 重彦

参議院議長河井彌八郎

第十次計画造船実施促進に関する決議

本院はわが国の外航船舶の建造が停滞するが如き事態に陥るを防止するため、政府は第十次造船の遂行に關し適切な臨時措置を講じかつ財政資金投資の公正を期し、第十次造船を早期に着手すべきである。右決議する。

〔松浦清一君登壇、拍手〕

○松浦清一君 只今議題となりました第十次計画造船実施促進に関する決議案の趣旨の説明をいたします。

先ず最初に決議案を朗読いたします。

第十次計画造船実施促進に関する決議案

本院はわが国の外航船舶の建造が停滞するが如き事態に陥るを防止するため、政府は第十次造船の遂行に關し適切な臨時措置を講じ、特に財政資金投資の公正を期し、第十次造船を早期に着手せしむべきである。右決議する。

本年一月以来、引續いて擴大して参りました海運造船汚職事件は、我が国資本主義経済の矛盾を國民の前に露呈し、遂に国会からも汚職関係者を出すに至りましたことは、国会といたしましても深く遺憾とするところであります。これに關係のある者は大いに自責反省の要ありと考へます。又、同時に立法機關にある者として、造船に關し、多額の財政資金の使用を認め、且つ利子補給等の立法措置も採択した責任上、これらの汚職事件につきましては、國民の意のあるところに従ひまして、速かなる解決を希望するものであります。同時に造船における財政資金の使用状況につきましては、過去、將來に亘つて嚴重に監督するより、更に

努力する必要があることを痛感いたします。

併しながら、一方において我が国の地理的環境と経済的な事情は、一日たりとも優秀な外航船舶の建造を停止するわけには参りません。なぜに我が国が優秀な外航船舶を必要とするかということは、極めて常識的に判断のできることであります。決議案にありまする通り、財政資金投資の公正を期しまして、これを基本とする協調融資の線を堅持して、計画造船を行へべきは論を待たざることであります。御承知の通り、我が国の海運は、戦争の惨禍によりまして、一挙に外航船舶の大部分を失いました。海運業界は皆々として蓄積して来た自己資金を失ひ、これに対する国家補償の時価二十二億圓は打切られ、海運業は自力で直立する力を失つたのであります。昭和二十二年には船舶公団が設立され、先ず復興金融公庫からの融資による計画造船の途が開かれ、昭和二十五年の第五次計画造船より本格的に実施され、第五次以降昨年度末までに、この計画によりまして油槽船二十五隻三十二万トン、貨物船百七十二隻百十八万トン、合計百五十万トンを建造いたしました。戦後漸次回復して参りました輸出入貿易に呼

応して、これが貨物の輸送に当つたこととであります。併しこの間占領行政下における有力船会社は造船会社に指定され、企業の集中排除が強く要請されましたので、財政資金を中心とする外航船建造は、どの船会社に対しても、関係書類さえ整えば終局的に認可されるようになったのであります。このような限られた枠の資金に対する建造申込は二倍以上に殺到いたしましたので、ここに汚職の発生する原因を作つたのであります。今後の計画造船は、この汚職の原因となる一切の事由を排除いたしまして、真に国民の経済に寄与する態勢を整備する必要があることは勿論であります。最近の海運経済を見ますと、朝鮮動乱の停戦後、世界の経済市況が悪化の一途を辿り、これに並行いたしました、海運事業もだん／＼悪くなつて参りましたので、船主も船舶の建造主も、全く他人資本に依存をして来たのであります。従つて、これに対し多額の金利を支払わなければならぬにもかかわらず、すべての船会社は船舶建造の償却費は勿論、金利の支払さえできないという経営不振状況に陥つたのであります。而も優秀船を造つて世界の海運競争に打勝つて行こうとする企業心理は大きく業界を刺激した

しまして、相変らず優秀船を保有したいとの熱望は少しも衰へません。建造を発売する造船所との間に腐敗、汚職の温床となつた問題が起り、そのリベットの金を以ちまして自己の損失を補ひ、又は収益分に繰入れんとしたのであります。ここに汚職の重大な原因がございます。国会が計画造船の重要性を認めて、財政資金の投融資金並びに利子補給に対してまで立法の措置を講じ、我が国海運の建直しを図りましたのは、我々が我が国海運の使命の重要性を深く認識していたからであります。疑獄や汚職の温床を与えたのではないのであります。即ち原料資源が少く、且つ人口過剰の我が国の貿易はどうしても輸入超過となることは必然であります。この赤字を臨時的な変換の特需収入に依存するのではなく、戦前のように貿易外収入たる海運収入で補つて行く方向こそ、我が国の産業構造を平和的に且つ最も安定した再建の途として、海運の建直しのために国は手厚い保護をこの業に認めて来たのであります。又将来も与えるべきであります。今後の計画造船の方法につきましては、慎重に再検討の必要はございます。特に現在の海運並びに造船業界のあり方につきましては、これ

でこの激しい国際競争に堪えて行けるかどうかということも真剣に検討すべきであります。併しながら計画造船の実施は一日たりとも遅らせてはなりません。新しい優秀船が少ければ、それだけ国際海運競争において、日本が負けるのであります。一方、昭和二十九年における第十次計画造船が、今なお着工の見通しがつかないので、四十万の関係労働者と百五十万人に及ぶその家族、並びに造船所所在地の地方都市財政と住民の生活が、このことのために重大な経済危機に脅かされるに至つておるのであります。又計画造船による鉄鋼板の使用の見通しがはつきりしないため、すでに過剰生産状態に陥つてゐる鉄鋼業関係では、造船業よりの鋼板発注が遅ればそれだけ鉄鋼業界の経済危機を早める状態になるのであります。我々は国内の経済動搖を防止いたしまして、社会不安を招かないためにも、既定の第十次計画造船を一日も早く着工し得るよう対策を立てる責任があるのであります。然らばその具体的な対策をどうするかということにつきましては、巷間いろいろ議論もございます。差当つて考へ得ることは、やはり国家の財政資金を中心とする市中銀行

との協調融資によりこれを続行するといふ建前をとるべきであります。勿論国の財政投融資によつて行われます造船の方法についての政策面につきましては、各党必ずしも一致してゐるわけではございません。即ち、前に述べましたように、従来通り国の財政資金と市中銀行との七、三割合による協調融資による方法を堅持する者、又市中銀行融資の困難であります現状を見通しまして、造船と下請関連産業の窮状を見るに忍びず、財政資金のみを以てしても速かに、すでに赤錆びようとする船台に船を乗せようとする者もございます。このように、その方法についての意見の相違はございまして、速かに造船に着手すべしという熱望には、どの党派といえども寸毫の変わりもないのであります。政府は、我々のこの熱望を体し、財政資金の使用法につきましては、先ず船主決定の審査方法の改正、海運業者のみならず造船業者に至るまで、財政資金の使用される企業につきましては、国家の経営監督の強化、応急的な改善措置をとりまして、一日も早く第十次造船の着工を開始するよう対策を立てるべきであります。その間において海運業、造船業を

如何に再編成するかについての準備を進め、昭和三十年度の第十一次計画造船よりは、真に国民経済に寄与し得る海運業の確立、安定を図るべきであります。本決議案はこのような念願を持つ国民の真の要望を体しました熱願であります。何とぞ満場一致御賛成あらんことを望むものであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は、全会一致を以て可決せられました。

只今の決議に対し、運輸大臣より発言を求められました。石井運輸大臣。

〔國務大臣石井光次郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(石井光次郎君) 只今、松浦君の御提案になりました第十次造船促進の決議案は、満場の御賛成を得まして御決定になりました。私、これに對しまして、責任大臣といたしまして、一言申し上げたいと思ひます。海運界の現状がどんなであるかということは、只今お話がありましたから、

官 報 (号 外)

今更申上げません。同時に第十次造船が決定が遅れておりますので、この六月中には、全国の船台が殆んど、外国の注文が多少残る以外は、計画造船の九次に発注いたしましたものが殆んど完成をいたしまして、がら空状態になる。で、各地の造船所を持つております所が、あらゆる意味において困難な経済上の問題にぶつかつておるのでございます。私も、一日も早く第十次造船を決定したいと思つて、この頃毎日この問題と取つ組んでおりまして、極く最近に発注をいたし得るような手順になり得ると思つてございます。第十次造船に当りましては、只今お話のありましたように、造船汚職問題が先頃からいろいろ論議されて、それにつきまして、どうしても第十次造船は第九次以前の造船のあり方よりも更にしつかりした立場をとつて、そして国民の納得の行くような方法でこれにかかるべきだということとは当然なことでございます。

それで私も、先ず第一の方法の手順といたしましては、造船合理化審議会の人を改めまして、任期中でありましたが、全員辞表を出して頂きまして、先頃二十五名の審議会委員を任命いたしました。明後日、この会合を第一

一回を開くのでございますが、就いてこの会合を続けまして、造船の根本、日本の海運政策のあり方について論議してもらつて、第十次造船のあり方に及んでもらうつもりでございます。

それから特に監督の問題がありましたが、政府の監督も十分やらなければならぬのでございます。利子補給がきまりまして、実際に監督し得るようになったのは、本年の三月からでございます。その前に書類の提出を求めまして、現に実地に、各地の審査等を始めておりまして、十分皆さんがたから非難の点、あつたものを改善するような努力をいたしたいと思つております。第十次造船をやりますには、只今お話のありましたように協同融資の方式を私は是非とつて行きたいと思つております。新聞で御承知だと思つております。金融界は、これに対してなかなか、難色があるのでございます。第一には金が、金融引締めのために資金がないというところ、又海運会社が担保力を持たない、利子も十分払い得ないような所もあり得るというようなこと等のために、金融界は、今度は全額政府資金でやつてくれんかというものが、この頃の金融界のみんなの希望でございます。併し私もいたしましては、さつきもお話のありましたように、日本の海

運というものを、一日も早く戦前の或る程度まで回復させたいということを考えてみると、一ぱいでも多く一トンでも多くの船を造りたいということを考えてみると、是非一般市中金融界の援助を得まして、製造のトン数を殖やしたいのでございます。これを今いろいろと相談をいたしておりますが、金融界といたしましては、先ず造船、海運界の整理統合、経営の合理化、そして利子は勿論のこと、元本もだんだん払えるような行き方の方策が立たない限りにおいては、金を貸すことはできないと申しております。これは尤もだと思つております。で、私も造船界、海運界に向いて、どうしたら整理統合、経営の合理化の線を打出すことができるか。自分たちで先ずやつて行くようにというので、これは昨年の第九次造船の終つた直後に私が出たのでありまして、本年の初め頃には答案を得るはずであつたのが、ごたごたいたしましたために延び／＼になつておりますが、これをそのままにして第十次造船、昨年のままの形で第十次造船をやるといふことは、私は国民が納得行かない問題だと思いますので、この整理統合、合理化の線を何とかして出さない限りにおいては、幾ら

急いでおつても、これは始めることはできないということをやつております。明日あたりに造船界、海運界の両方から最後のなど申しますか、最近の一番、まあその業者の間で話合ひのついた案を持つて見るといふことであります。これらを土台といたしまして、又造船合理化審議会のいろいろな研究と併せ以ちまして、どうしても第十次造船をはつきりした形の下においてやつて行くということと同時に、一日も早く造船にかからなければ、只今松浦議員のお話の通りの情勢が、各地に見られるのであります。私も、今のところでは日ははつきりとは申し上げかねますが、極く早い機会、最近の機会に応募者を募ることができるようになつて行くということに進んでおるのでございます。(拍手)

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、日本放送協会経営委員会委員の任命に関する件を議題とすることにより、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。
昨日、内閣総理大臣から、警察法第五条第二項の規定により野村秀雄君を国家公安委員に任命することについて、本院の同意を得たい旨の申出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て、同意することに決しました。

田明君、伊藤豊次君を日本放送協会経営委員会委員に任命することについて、本院の同意を得たい旨の申出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て、同意することに決しました。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、国家公安委員の任命に関する件を議題とすることにより、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。
昨日、内閣総理大臣から、警察法第五条第二項の規定により野村秀雄君を国家公安委員に任命することについて、本院の同意を得たい旨の申出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て、同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第二、国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第三、企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大矢次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十九年五月三十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長河井彌八郎

国有財産特別措置法の一部を改正する法律

国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「住宅に賃貸する目的で経営する住宅施設

」を「更生緊急保護法(昭和二十三年法律第六十五号)第十四条に設置する経営伝習農場その他これに類する住宅施設

」に規定する」といふことに改め、同項第三号中「又は日本赤十字社において学校、社会福祉事業施設を、更生緊急保護法第三

条第二項に規定する更生保護会で民法(明治二十九年法律第八十九号)

第三十四条の規定により設立された法人(以下「更生保護会」といふ)又は日本赤十字社において学校、社会

福祉事業施設、更生保護事業施設に、同条第二項中「日本赤十字社に

あつては」と「更生保護会にあつては

更生緊急保護法第十二条第二項の規定により同項第二号の費用について

補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては」に改める。

第十一条第一項第一号中「社会福祉法人、」の下に「更生保護会、」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

企業再建整備法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月三十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長河井彌八郎

〔小字及び一は衆議院修正〕

企業再建整備法の一部を改正する法律案

企業再建整備法の一部を改正する法律

企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十五号中「乃至第二十六条」を「第二十五条及び第二十六条」に改める。

第二十条第一項但書を次のように改める。

但し、第二十四条の規定によりその処分益又は処分損を仮勘定として経理しなければならぬ資産の処分に関する事項及び命

令で定める事項の変更については、認可の申請を要しない。

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 第二十六条の二第二項(第二十六条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請及びその申請に対する認可は、決定整備計画に定める事項のうち当該申請に係る事項の変更についての認可の申請及びその申請に対する認可とみなして、この法律を適用する。

第二十四条中「第二十六条」を「第二十五条の二、第二十六条乃至第二十六条の五」に、「第四十三條」を「第四十條の三第二項、第四十三條、第四十七條の三」に改める。

第二十五条の次に次の二条を加える。

第二十五条の二 第二十四条又は前条の規定により仮勘定を設けなければならない特別経理株式会社(以下仮勘定を有する特別経理株式会社と

いふ)は、第二十四条の規定によりその処分益又は処分損を当該仮勘定として経理しなければならない資産(決定整備計画の定めるところにより解散し

た仮勘定を有する特別経理株式会社(以下解散会社と

いふ)については、その他の資産で命令で定める資産以外のものを含む。)の処分及び旧勘定に所屬していた債権(解散会社については、その他の債権で指定時に有していた在外資産に該当する債権以外のものを含む。)の回収を、昭和三十年九月三十日まで完了するように努めなければならない。但し、同日までにその処分又は回収を終ることができない特別の事由がある資産又は債権については、命令の定めるところにより、主務大臣に対し、当該期限の延長の承認を申請することができる。

主務大臣は、前項但書の規定による承認の申請があつた場合において、承認又は不承認の処分をしようとするときは、あらかじめ、当該特別経理株式会社の特別管理人で会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者(以下旧債権者といふ)のうちから選任された者又は当該特別経理株式会社に係る第四十二条の三の規定による旧債権者の代表者(以下仮勘定監理人と総称する。)の意見を聞かなければならない。

特別整理株式会社は、第一項本文に規定する資産については、仮勘定監理人の全員と協議して、その処分見込価格を定めなければならない。

特別整理株式会社は、已むを得ない事由により、前項に規定する資産を同項の規定により定めた処分見込価格に満たない価格で処分しようとするときは、命令で定める場合を除く外、あらかじめ仮勘定監理人の全員の同意を得なければならない。

仮勘定を有する特別整理株式会社が昭和三十年九月三十日（第一項但書に規定する承認を得た場合には、その承認を得た期限）までに第一項に規定する資産の処分又は債権の回収を終らない場合には、仮勘定監理人は、当該特別整理株式会社の特別損失の額を負担した旧債権者（以下特別損失負担旧債権者という。）で、その負担した特別損失の額が合算して第十九条の規定により消滅した債権の総額の百分の五十以上に相当することとなる者のうち、仮勘定監理人（仮勘定監理人が法人の代表者である場合には、その法人）以外の

者の同意を得て、当該特別整理株式会社に對し、一月を下らない期間を定めて、当該資産の処分又は当該債権の回収をなすべき旨を催告することができる。但し、仮勘定監理人の負担した特別損失の総額が第十九条の規定により消滅した債権の総額の百分の七十以上に相当する場合には、他の特別損失負担旧債権者の同意を得ることを要しない。

特別整理株式会社が、前項の催告に係る期間を経過したにもかかわらず、なお当該資産の処分又は当該債権の回収を行わない場合には、仮勘定監理人は、当該特別整理株式会社に代り、当該資産の処分又は当該債権の回収のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなすことができる。

特別整理株式会社の仮勘定監理人が二人以上ある場合には、前二項の規定による当該仮勘定監理人の職権は、共同してこれを行使しなければならない。

特別損失の額を旧債権者に負担させない特別整理株式会社については、第二項乃至前項の規定は、これを適用しない。

第二十五条の三 解散会社は、前条

第一項に規定する資産の処分又は債権の回収により取得した資産を、第二十四条又は第二十五条の規定により仮勘定として整理すべき額（以下仮勘定の額という。）が確定するまで、現金、預金その他命令で定めるこれらに準ずる資産として保有しなければならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 清算のため必要な経費の支出に充てる場合

二 会社整理法第十四条第一項の旧債権のうち第十九条の規定により消滅した債権以外のものの弁済に充てる場合

三 第二十六条の二第二項又は第二十六条の四第一項の規定による分配金に充てる場合

四 その他第二十六条第一項若しくは第二項、第二十六条の二第二項又は第二十六条の四第一項の規定による分配に支障がないものとして主務大臣の承認を得た場合

第二十六条第一項中「前二条の規定により、仮勘定として整理すべき額」を「仮勘定の額」に改め、「超過

額」の下に「（以下仮勘定利益額という。）」を加え、「第十九条の規定により消滅した債権の額（第二十九条の三の規定により会社整理法第十四条第二項の旧債権の債権者に交付せられる金銭のある場合においては、当該債権額から当該金銭の額を控除した額）の限度において、同項の旧債権の債権者に帰属せしめなければならない。」を「特別損失負担旧債権者に、その負担額（第二十九条の三第一項の規定により当該特別損失負担旧債権者に交付せられる金額、当該特別損失負担旧債権者が決定整備計画の定めるところにより特別整理株式会社が通じて特別損失の額を負担した株主（以下旧株主という。）に對して譲渡しなければならない第二十九条の三第一項に規定する新株の引受権若しくは第二会社株式の買受権の当該譲渡の対価として受け取る金額又は既に第二十六条の二第二項若しくは第二十六条の四第一項の規定により特別損失負担旧債権者に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した額とし、以下旧債権者負担額という。）を限度とし、且つ、これに應じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならない。」に改め、

同条第二項中「同項の規定による超過額」を「仮勘定利益額」に、「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に、「株主の負担額として計算せられる特別損失の額につき第三十四条第二項の規定により減少された資本の額の限度において、株主に帰属せしめなければならない。」を「旧株主に、その負担した特別損失の額（既に第二十六条の二第一項の規定により旧株主に帰属した金額があるときは、当該金額を控除した金額とし、以下旧株主負担額という。）を限度とし、且つ、これに應じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならない。」に改め、同条第三項中「負債の部に計上した額の合計金額が資産の部に計上した額の合計金額を超える場合において、その超過額」を「仮勘定利益額がある場合において、当該仮勘定利益額に、「債権者又は株主」を「特別損失負担旧債権者又は旧株主」に改め、同条に次の一項を加える。

特別整理株式会社は、仮勘定の額が確定したときは、命令の定めるところにより、第一項の規定による仮勘定の合計差引計算の結果（仮勘定利益額があるときは、第一項又は第二項の規定による帰属

に關する事項を含むを主務大臣に報告しなければならない。
第二十六條の次に次の七條を加える。

第二十六條の二 特別經理株式会社は、仮勘定の額が確定しない場合においても、昭和三十一年三月三十一日に、当該仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算をなし、仮勘定利益額がある場合において、当該仮勘定利益額から左に掲げる金額を控除してなお残額があるときは、その残額に相当する金額を、特別損失負担旧債権者に、旧債権者負担額を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。この場合において、仮勘定利益額の残額から特別損失負担旧債権者に帰属せしめる額を控除してなお残額があるときは、その残額に相当する金額を、旧株主に、旧株主負担額を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配しなければならぬ。

第二十五條の二 第一項本文に規定する資産及び債権で仮勘定利益額の計算の日までにその処分又は回収を完了しなかつたも

の帳簿価額の合計額（当該資産の対価の一部を取得し、又は当該債権の一部を回収している場合において、その帳簿価額を減額していないときは、その取得した対価又は回収した額に相当する金額の合計額を控除した額）から残存株主金（指定時における資本の額から旧株主の負担した特別損失の額を控除した額をいい、残存株主金額につき未払込の部分があるときは、その未払込の金額を除く）を控除した金額

二 解散会社にあつては、前号に掲げる金額の外、イ及びロに掲げる金額の合計金額（ロの但書に規定する場合において、在外負債引当額が指定時在外負債超過額以下であるときは、イに掲げる金額）

イ 清算のため必要な経費の額。但し、特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社にあつては、仮勘定監理人の同意を得た金額に限る。

ロ 主務大臣の定める計算方法により在外負債（会社経理応急措置法第十四條第一項の旧

債権（同項但書の債権を除く）から除くものとして第七條第一項第二号の規定に基づき命令で定めた債権に係る負債をいう。以下同じ。）の額から在外資産の額を控除してなお残額がある場合における当該残額（以下本条及び第二十六條の六において在外負債引当額という）。但し、指定時現在で在外負債の総額が在外資産の総額を超えていた場合には、その超過額（以下第二十六條の六において指定時在外負債超過額という。）を在外負債引当額から控除した金額とする。

特別經理株式会社は、前項の規定により特別損失負担旧債権者又は旧株主に帰属せしめる金額を定める場合には、命令の定めるところにより、あらかじめ主務大臣の認可を得なければならない。

特別經理株式会社は、第一項の場合において、特別損失負担旧債権者又は旧株主である者のうちに、仮勘定を有する特別經理株式会社又は金融機関再建整備法第三十七條の規定により調整勘定を

設けなければならない金融機関（以下本条及び第六十條において単に金融機関という。）があるときは、当該特別經理株式会社又は金融機関に対し、同項の規定により分配すべき金額（第六項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を、命令の定める期間内に、通知しなければならない。

金融機関は、昭和三十一年三月三十一日現在における調整勘定の利益金につき、金融機関再建整備法第三十七條の二又は同法第三十七條の三の規定により、その確定損を負担した仮勘定を有する特別經理株式会社に対して分配することができ、前項の期間内に、当該特別經理株式会社に対して通知しなければならない。

前二項の通知を受けた金融機関及び特別經理株式会社は、左に掲げる金額を、命令の定める期間内に、当該金額の分配を受けるべき特別經理株式会社に通知しなければならない。

一 金融機関にあつては、第三項の規定により通知を受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における金融機関再

建整備法第三十七條第一項第一号の利益金とすることに因り、当該金融機関の確定損を負担した仮勘定を有する特別經理株式会社に對し、前項の規定により通知した金額に加算して、又は新たに同法第三十七條の二若しくは同法第三十七條の三の規定により分配することとなる金額

二 特別經理株式会社にあつては、前二項の規定により通知を受けた金額の合計額を昭和三十一年三月三十一日現在における仮勘定の負債の部に計上することと因り、当該特別經理株式会社の特別損失負担旧債権者又は旧株主である仮勘定を有する特別經理株式会社に對し、第三項の規定により通知した金額に加算して、又は新たに第一項の規定により分配すべきこととなる金額

前三項の規定により特別經理株式会社が通知を受けた金額は、第一項の規定の適用については、これを当該特別經理株式会社の昭和三十一年三月三十一日現在における仮勘定の負債の部に計上すべき金額とする。

昭和二十九年六月三日 参議院會議録第五十八号 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案外一件

第二十六條之三 特別経理株式会社

は、第二十四條又は第二十五條の規定により仮勘定として負債の部又は資産の部に計上した額の合計差引計算を行った場合において、当該計算を行った日現在で、仮勘定利益額があり、且つ、当該仮勘定利益額から前条第一項各号に掲げる金額を控除した金額（以下仮勘定の残額という）が旧債権者負担額と旧株主負担額との合計金額以上となるときは、当該仮勘定を閉鎖することができる。

特別経理株式会社が前項の規定により仮勘定を閉鎖した場合に、その閉鎖の時において仮勘定の額が確定したものとみなして、この法律を適用する。この場合における第二十六條第三項の規定の適用については、同項中「仮勘定利益額」とあるのは、「仮勘定の残額」とする。

第一項の規定により仮勘定を閉鎖した特別経理株式会社については、第二十五條の二第三項乃至第七項の規定は、これを適用しない。

特別経理株式会社が、第一項の規定により仮勘定を閉鎖した場合

において、第二十六條の規定による仮勘定利益額の分配を完了したときは、当該特別経理株式会社については、第四十二條の二の規定は、これを適用しない。

第二十六條の四 特別経理株式会社は、随時、仮勘定の残額がある場合には、当該仮勘定の残額を、特別損失負担旧債権者に、旧債権者負担額を限度とし、且つ、これに応じて帰属せしめ、その帰属額を分配することができる。

第二十六條の二第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十六條の五 解散会社が第二十五條の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収を完了した場合において、なお仮勘定の額が確定しないときは、当該解散会社は、主務大臣の認可を受けて、金融機関再建整備法第三十七條の二又は同法第三十七條の三の規定による調整勘定の利益金の分配を受ける権利（以下調整勘定受益権という）又は第二十六條の規定による仮勘定利益額の分配を受ける権利（以下仮勘定受益権という）を仮勘定を有する特別経理株式会社

以外の者に譲渡することができる。

特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社は、前項の規定により調整勘定受益権又は仮勘定受益権を譲渡しようとするときは、あらかじめ仮勘定監理人の同意を得なければならない。

第一項の規定による調整勘定受益権又は仮勘定受益権の譲渡については、金融機関再建整備法第三十七條の九の規定又は第二十九條第二項の規定は、これを適用しない。

第二十六條の六 在外資産を有する解散会社は、第二十六條の三第一項の規定に該当しない場合においても、第二十五條の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収（調整勘定受益権又は仮勘定受益権を有する場合に、前条第一項の規定によるその譲渡を含む）を完了した後、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて左に掲げる事項を実行したときは、その仮勘定を閉鎖することができる。但し、特別損失の額を旧債権者に負担させた解散会社が当該事項を実行しようとするとき

は、あらかじめ仮勘定監理人の同意を得なければならない。

一 在外負債を有しない解散会社にあつては、主務大臣の選任する者（以下特殊管財人という）にその有する在外資産の管理を委託すること。

二 在外負債を有する解散会社にあつては、左に掲げる金額に相当する金額を特殊管財人に引き渡し、当該金額及びその有する在外資産の管理を当該特殊管財人に委託すること。但し、イ又はロに該当する場合において、仮勘定利益額がないとき、又は仮勘定利益額がその後における在外資産及び在外負債に係るもの以外の清算事務の執行に要する経費の見積額以下であるときは、イに掲げる金額に相当する部分の金額の引渡及びその管理の委託を要しない。

イ 指定時在外負債超過額がない場合には、第二十六條の二第一項第二号ロに掲げる金額（当該金額が引渡の時現在の仮勘定利益額からその後における在外資産及び在外負債に係るものの以外の清算事務の執行に要する経費の見積額を加算した金額）に相当する額を控除して、なお残額があるときは、そ

に要する経費の見積額を控除した残額を超える場合には、当該残額）

ロ 指定時在外負債超過額がある場合において、その額が在外負債引当額に満たないときは、指定時在外負債超過額をイに掲げる金額に加算した金額

ハ 指定時在外負債超過額がある場合において、その額が在外負債引当額以上であるときは、在外負債引当額

第二十六條の三第二項前段の規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合における第二十六條の規定の適用については、同条第一項中「場合においては、その超過額（以下仮勘定利益額という）」とあるのは、「場合において、その超過額からその後における在外資産及び在外負債に係るものの以外の清算事務の執行に要する経費の額として仮勘定監理人の同意を得た金額（第二十六條の六第一項第二号イ又はロの規定に該当する場合に、同号イに掲げる金額を加算した金額）に相当する額を控除して、なお残額があるときは、そ

の残額(以下本条において「帰属範囲額」とする。)

「至第四項中「仮勘定利益額」とあるのは「帰属範囲額」とする。

在外負債を有し、在外資産を有しない解散会社は、その仮勘定の額が確定した場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、その有する在外負債の額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、その管理を当該特殊管財人に委託することができ

る。

在外負債及び在外資産を有する解散会社は、第二十六条の三第一項の規定により仮勘定を閉鎖した場合においては、命令の定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、在外負債引当額に相当する金銭を特殊管財人に引き渡し、当該金銭及びその有する在外資産の管理を当該特殊管財人に委託することができる。

商法第四百二十七条の規定は、第一項の規定により解散会社が仮勘定を閉鎖した場合又は前二項の勘定により解散会社が特殊管財人に金銭の引渡をなした場合において、在外資産及び在外負債に係る

ものの以外の清算事務が終了したとき、これを準用する。

前項において準用する商法第四百二十七条第一項の規定による株主総会の承認があつたときは、清算人は、退任するものとし、当該会社の清算に関するすべての事務は、特殊管財人のなす事務を除き、第二十六条の八第一項の規定により主務大臣の指定する日の前日まで、これを停止する。この場合においては、当該会社の帳簿並びにその営業及び清算に関する重要書類の保存者は、主務大臣がこれを定める。

第二十六条の七 特殊管財人の職務の執行は、主務大臣の監督に属する。

特殊管財人は、前条第一項、第三項又は第四項の規定により二以上の解散会社から引渡を受けた金銭を合同して運用することができる。但し、当該金銭とその他の資産とは、分別して管理しなければならない。

特殊管財人は、命令の定めるところにより、解散会社に代つて、前条第一項又は第四項の規定によりその管理を委託された在外資産

に係る事務(特に委託を受けた場合には、在外負債に係る事務を含む。)を処理するものとする。

特殊管財人が前条第一項、第三項又は第四項の規定により引渡を受けた金銭の管理及び前項に規定する事務の処理に要する費用並びに特殊管財人の受くべき報酬は、命令の定めるところにより、当該金銭の運用により得た収益金のうちから支出することができる。

已むを得ない事由があるときは、特殊管財人は、主務大臣の認可を受けて、退任することができる。

主務大臣は、特殊管財人がその任務に反する行為をしたときその他特殊管財人を不適当と認めるときは、これを解任することができる。

特殊管財人が死亡し、又は前二項の規定により退任し、若しくは解任されたときは、主務大臣は、直ちに特殊管財人を選任しなければならない。

特殊管財人の変更があつた場合には、その職務に係る権利義務は、命令で定めるものを除き、新たに選任された特殊管財人が、これを承継する。

主務大臣は、特殊管財人を選任し、若しくは解任し、又は特殊管財人が第五項の規定により退任したときは、その旨を公告する。

前九項に規定するものを除く外、特殊管財人が解散会社からの委託に基いて行つた金銭の管理その他の事務の処理に關して必要な事項は、命令で定める。

第二十六条の八 〇主務大臣は、六項の規定により退任した清算人停止し解散会社につき、

は、主務大臣の指定する日〇以後、再び清算人となる。但し、当該退任した清算人が死亡その他の事由に因り清算人となることのできない場合においては、利害関係人の請求により、主務大臣が、清算人を選任する。

前項の規定により解散会社の清算人が就職したときは、当該解散会社に関する特殊管財人の任務は、終了する。

信託法第六十五条及び同条において準用する同法第五十五条第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十九条の三第一項本文中「会社経理応急措置法第十四条第一項の

旧債権の債権者」を「旧債権者」に改め、「株式を発行する場合」の下に「又は当該特別経理株式会社に帰属した第二会社の株式の売出に当り額面株式の一株の金額をこえる価額を以て株式を売り出す場合」を、「新株の引受権」の下に「又は第二会社の株式を額面価額で買い受ける権利(以下第二会社株式の買受権という。)」を加え、「株主又は債権者で新株の引受人を旧株主又は特別損失負担旧債権者で新株の引受人又は第二会社の株式の買受人に改め、「発行価額」の下に「又は売出額」を、「株式の発行」の下に「又は売出」を加え、同項但書中「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、同条第二項中「債権者」を「特別損失負担旧債権者」に改める。

第二十九条の四 中「会社の新株の発行」を「会社が行う新株の発行又は第二会社の株式の売出」に改め、「新株の引受権」の下に「又は第二会社株式の買受権」を加え、「株主又は会社経理応急措置法第十四条第一項の旧債権の債権者」を「旧株主又は旧債権者」に改める。

第四十条の三 中「実行状況」の下に「(第二項の規定により報告すべきも

昭和三十九年六月三日 参議院会議録第五十八号 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案外一件

一一八一

昭和二十九年六月三日 参議院會議録第五十八号 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案外一件

のを除く。)を加え、同条に次の一項を加える。

仮勘定を有する特別経理株式会社は、第二十五条の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収が完了するまで、毎年六月三十日及び十二月三十一日現在における当該資産の処分及び当該債権の回収の状況を主務大臣に報告しなければならない。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

第四十二条の三 第六条第一項第十五号に掲げる事項について前条の規定の適用を受ける会社(特別損失の額を旧債権者に負担させた会社に限る)は、旧債権者のうちから、第四十一条第一項の規定による決定整備計画の実行を終つた日における特別管理人で旧債権者のうちから選任された者の人数と同数の代表者を選任しなければならない。

前項の代表者の選任については、会社経理応急措置法第十七条第二項及び第五項の規定を準用する。

第一項の規定により選任された旧債権者の代表者は、当該会社の

仮勘定の額が確定したときに、選任するものとする。

第四十七条の二の次に次の一条を加える。

第四十七条の三 第四十一条第一項の規定による決定整備計画の実行を終つた特別経理株式会社の仮勘定監理人は、第二十五条の二第一項に規定する資産の処分及び債権の回収並びに仮勘定の経理に關し、当該特別経理株式会社の役員若しくは清算人から報告をとり、又は当該特別経理株式会社の帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる。

第五十三条第一項本文中「第二十六条」を「第二十六条の三、第二十六条の五若しくは第二十六条の六」に改め、同項但書中「第二十六条」を「第二十五条、第二十六条乃至第二十六条の三若しくは第二十六条の六」に改め、「過失がなかつた者」の下に「及び特別経理株式会社が第二十四条乃至第二十六条の三、第二十六条の五又は第二十六条の六の規定に違反した場合における特別管理人」を加え、同条第二項中「認可の日から五年」の下に「(第二十四条乃至第二十六条の三、第二十六条の五又

は第二十六条の六の規定の違反に係るものについては、仮勘定の額が確定した日から二年)を加える。

第六十条中「特別経理株式会社」の下に「若しくは金融機関」を加え、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第二十六条の二第三項乃至第五項の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき第六十条第八号及び第九号中「第一項」の下に「又は第四十七条の三」を加え、同条第十二号中「第四十条の三」を「第二十六条第四項、第四十条の三」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十三 第四十二条の三第一項の規定による仮勘定監理人の選任を怠り、又は同条第二項において準用する会社経理応急措置法第十七条第五項の規定による届出を怠つたとき

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二十六中「第三十七条の九」の下に「又は企業再建整備

法(昭和二十一年法律第四十号)第二十九条第二項を加え、「同法」を「金融機関再建整備法」に改め、「(以下)」の下に「又は企業再建整備法第二十六条の規定による仮勘定利益額の分配を受ける権利(以下仮勘定受益権という)」を加える。

第十九条の二十七中「調整勘定受益権」の下に「仮勘定受益権」を加える。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 特別経理会社に関すること。

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず国有財産特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、衆議院議員吉米地英俊君外二十五名の提出に係るものでありまし

て、地方公共団体が更生保護事業施設若しくは協同農業普及事業を遂行するため設置する経営伝習農場等の施設の用に供するとき、又は更生保護会が更生保護事業施設の用に供するときは、旧軍國保財産等の普通財産を流産譲渡又は貸付することができることとすると共に、更生保護会に対し、その代金の支払についても十年以内の延納の特約等ができることとしようとするものであります。

本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、企業再建整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

企業再建整備法は、特別経理会社の終戦に伴う損失を株主及び債権者に負担させることにより、企業の再建を図つたのであります。

その最終的処理については種々困難な問題がありまして、現在まで到底その解決を期待し得ない状態にあります。本案は、右の事情に鑑みまして、特別経理会社の資産処分を速かに完了せしめると共に、便宜の措置として仮勘定を閉鎖し得る方途を開き、再建整備の最終的処理を促

進しようとするものであります。

以下、その大要を申し上げます。

一、債権者に損失を負担させた特別
 經理会社であつて、現在特別管理人が
 いない会社については、新たに債権者
 の代表として仮勘定監理人を専任さ
 せ、又現に特別管理人のある会社にあ
 つては、債権者を代表する特別管理人
 を仮勘定監理人とし、会社が行う資産
 処分等を監督させることとしたしてお
 ります。

第二に、特別經理会社は昭和三十年
 九月三十日までに資産処分等を完了し
 なければならぬこととし、止むを得
 ない事情がある場合に限り、主務大臣
 の承認を得て期限の延長をすることが
 できることとしたしております。

第三に、特別經理会社は昭和三十一年
 三月三十一日現在において、仮勘定
 の計算を行い、仮勘定の利益のある場
 合には、その利益額から主務大臣の指
 定する金額を控除した残額を主務大臣
 の認可を受けて損失を負担した債権者
 及び株主に一斉に中間分配させること
 といたしております。

なお昭和三十一年三月三十一日以前
 においても、仮勘定の利益がある場合
 には、債権者に対してのみは、その負
 担せしめた債権額の限度までは、随時

利益分配を認めることとしたしており
 ます。

第四に、仮勘定の残額が債権者及び
 株主の損失負担額以上になつたとき
 は、仮勘定が確定しない場合において
 も随時仮勘定を閉鎖することとし、閉
 鎖したときにおいて、当該会社の仮勘
 定は確定したものとみなして、利益の
 分配ができることとしたしておりま
 す。

第五に、解散会社に対する特別措置
 として、仮勘定を確立し得る途を開く
 と共に、在外資産及び在外債務にかか
 るものを除いて清算事務が終了した場
 合においては、その清算を停止するこ
 ととしたしてあります。

本案は、衆議院において一部修正が
 行われました。修正された主要な点は、
 政府原案では、第二十六条の六、第六
 項の規定により、清算事務を停止され
 た解散会社の退任した清算人は、主務
 大臣の指定する日に再び清算人となる
 こととなつておりましたのを改めまし
 て、主務大臣の指定する日以後におい
 て利害関係人の請求により主務大臣が
 清算人を選任するものとした点であり
 ます。

本案につきましては、格別質疑もな
 く、討論、採決の結果、全会一致を以

て、衆議院送付案通り可決すべきもの
 と決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もな
 ければ、これより両案の採決をいたし
 ます。両案全部を問題に供します。両
 案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認め
 ます。よつて両案は、全会一致を以て
 可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第四、精神
 衛生法の一部を改正する法律案(衆議
 院提出)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。厚生
 委員長上條愛一君。

〔審査報告書は都合により附録に
 掲載〕

精神衛生法の一部を改正する法律
 案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十九年五月三十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

精神衛生法の一部を改正する法
 律

精神衛生法(昭和二十五年法律第

百二十三号)の一部を次のように改
 正する。

目次中「第六条」を「第六条―第六
 条の二」に、「第二十条―第五十条」
 を「第二十条 第五十一条」に、「第
 五十条(刑又は保護処分の執行との
 関係)」を「第五十条(刑又は保護処
 分の執行との関係) 第五十一条(寛
 せい剤等の慢性中毒者に対する措置)」に改め
 る。

第一条中「精神障害者」を「精神障
 害者等」に改める。

第二条中「精神障害者が」を「精神
 障害者等が」に、「精神障害者の発生」
 を「その発生」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 国は、営利を目的とし
 ない法人が設置する精神病院及び
 精神病院以外の病院に設ける精神
 病室の設置及び運営に要する経費
 に対して、政令の定めるところに
 より、その二分の一以内を補助す
 ることができる。

第五章中第五十条の次に次の一条
 を加える。

(寛せい剤等の慢性中毒者に対す
 る措置)

第五十一条 第十八条第二項及び第
 三項並びに第十九条から前条まで

の規定は、寛せい剤、麻薬若しく
 はあへんの慢性中毒者(精神障害
 者を除く)又はその疑のある者に
 つき適用する。この場合におい
 て、これらの規定中「精神障害」と
 あるのは「慢性中毒」と、「精神障
 害者」とあるのは「慢性中毒者」と
 読み替えるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
 る。

〔上條愛一君登壇、拍手〕

○上條愛一君 只今議題となりました
 精神衛生法の一部を改正する法律案に
 つきまして、厚生委員会における審議
 の経過並びに結果について御報告申上
 げます。

御承知の通り戦後、寛せい剤、麻
 薬、又はあへんの濫用による慢性中毒
 者が多数発生し、その中毒のために心
 身を害し、延いては精神障害者になり
 つつありますことは、国民の保健衛生
 上誠に重大な問題であります。なかん
 ずく寛せい剤の恐るべきことは、今更
 申すまでもないと思はれますが、その濫
 用により種々なる精神的変調を引起す
 と共に、進んでは精神分裂症に見るこ
 ととき精神障害に陥るのであります。同

時に又身体的にも幾多の障害を見、遂には反社会的行動を伴い、治安上にも放置することができない問題となつてゐるのであります。このような覚せい剤等の慢性中毒者の甚だしい状態に鑑み、中毒者に適正な医療を施す等の保護を加へ、これらの者が精神障害者に陥ることなく、正常な生活に戻らしめようとするのが本提案の理由であります。

次に、本法案の内容を申し上げますと、第一に、慢性中毒者を収容し治療するには、中毒者の症状とその特殊な事情により、精神病院に入院治療せしむることが不可欠であります。一方国及び都道府県立精神病院が、現状において非常に少く、これらの病院のみに對する増設措置だけでは需要を賄い得ない実情に鑑み、非営利法人立の精神病院に對しても設置費及び運営費の一部を補助することができるとしたことであります。

第二は、覚せい剤、麻薬及びあへんの慢性中毒者又はその疑いのある者について、精神障害者に関する保護義務者、保護の申請及び通報、精神衛生鑑定医の診察、知事による入院措置、保護義務者の同意入院、入院者の行動制限、退院手続、訪問指導及び保護拘束

等に関する規定を準用することによつて、慢性中毒者を入院せしめて、医療及び保護を行わなければならない場合、知事が入院措置をとることができることとし、又保護義務者による同意入院の途を開き、更に退院後は訪問指導を行つ等、中毒者の医療及び保護等に関する措置を講じたことであります。

以上が、本法案の提案理由並びに改正の要点であります。厚生委員会におきましては、提案者側を代表する岡、山口両衆議院議員より、本案に関する提案理由並びに内容の説明を聴取し、中毒患者に対する医療及び保護施設の整備、これに対する国庫補助の問題等をめぐつて、熱心なる質疑応答が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、有馬委員より、次の附帯決議を付すべき旨の動議が提出されました。

附帯決議案

覚せい剤等の慢性中毒患者及びその嗜好者の特殊性にかんがみ、これが適正な医療施設と更生施設等の完備は、この種中毒患者に対する保護措置として、重要且つ不可欠の基本

事項である。仍つて政府は、これら施設に対する設置費及び運営費の国庫補助について、速かに増額措置を講ずると共に、公私施設の整備拡充に努め、これら中毒患者の医療及び保護施策は勿論、嗜好者への対策についても万遺憾なからしめんことを要する。

以上であります。

かくて討論を終結し、先づ本案に関する採決を行いました。全会一致を以て、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、有馬委員提出の附帯決議案について採決を行いましたところ、これ又、全会一致を以て、有馬委員提出案の通り附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。

よつて本案は、全会一致を以て、可決せられました。

取引業に関する重要事項を調査審議させるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定により、宅地建物取引業審議会を置くことができるものとする。

第二十三条中「この法律」の下に「(前条の規定を除く。)」を加へる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔深川タマエ君登壇、拍手〕

○深川タマエ君 只今議題となりました宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、宅地建物取引業法施行以来の実情に鑑みまして、二点の改正を提案いたしましたのでございます。

その一は、登録手数料に関するものでございます。更新の登録は、当初の登録に比べまして、その手数料も簡単にございまして、現行法がその間差別を設けず、三千円以内となつておりますものを改めて、更新の場合の登録料を千五百円以内としたこととでございます。

〔宅地建物取引業審議会〕

第二十二條の二 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて宅地建物

その二は、都道府県に、宅地建物取引業審議会をおくことができる旨の規定を加えたこととでございます。審議会は、地方自治法によりまして、自主的に設置することができるのでございますが、すでに設置されたもの実績に鑑みまして、これを助長する趣意を以ちまして、この規定を設けて、業者の向上、取引の改善等に資せんといはしたものでございます。

本案につきまして、委員会の審議の詳細は速記録によつて御承知を願いますが、主なる質疑は、登録手数料の引下げと、業者に対する指導監督に関するものでございます。

かくて質疑を終了いたし、討論採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て、可決せられました。

【休憩々々と呼ぶ者あり】

○議長(河井彌八郎) 参事に報告いたさせます。

【参事朗読】

本日委員長から左の報告書を提出した。

憲政功労年金法案可決報告書

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、憲政功労年金法案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。議院運営委員会理事松岡平市君。

【審査報告書は都合により附録に掲載】

憲政功労年金法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十九年五月三十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

憲政功労年金法

第一条 国会議員として五十年以上在職し、かつ、憲政上特に功績顯著なものととして、衆議院又は参議院において、表彰の議決があつた者

には、終身、功労年金を支給する。

第二条 功労年金は、年額百万円とする。

第三条 功労年金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に衆議院において第一条の議決に相当する議決があつた者は、この法律による議決があつた者とする。但し、その功労年金については、この法律の施行の日の属する年の分からこれを支給する。

【松岡平市君登壇、拍手】
○松岡平市君 只今議題となりました憲政功労年金法案について、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

先づ本案の内容を御説明いたしますと、本案は、憲政の発達に關して特に功績顯著な者に対し、憲政功労者として年金を支給し、以てこれを顕彰せんとする趣旨の下に、国会議員として五十年以上在職し、且つ憲政上、特に功績顯著なものとして、衆議院又は参議院において表彰の議決があつた者に対して、終身、年額百万円の功労年金を支給しようとするものでありまして、その支給に關して必要な事項は政令でこれを定めることになっております。

又、附則第二項において、この法律施行前に、衆議院において、右の議決に相当する議決があつた者は、この法律による議決があつた者として、本法施行の日の属する年の分より功労年金が支給されることになっておりますので、本法の施行により、先に昨年七月十七日、衆議院の議決により衆議院各議員の称号を贈られた尾崎行雄君が差当り本法の適用を受けられることとなります。

本案は、五月三十一日、衆議院から提出されたものでありまして、議院運営委員会におきましては、先議者から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査いたしました。その詳細につきましては、これを速記録に譲りたいと存じます。

而して採決の結果、本案は、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て、可決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程の順序を変更して、日程第六より第十二までの諸議及び日程第二十三及び第二十四の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。運輸委員長前田穰君。

【審査報告書は都合により附録に掲載】

【前田穰君登壇、拍手】

○前田穰君 只今上程になりました日程第六から第十二までの諸議及び第二十三、第二十四の陳情につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先づ、日程第六及び第七は、小田急電鉄の踏切改善に關する請願でありまして、第六は、参宮橋駅附近の踏切について、第七は、世田谷代田駅附近の踏切について、その改善を要望したものであります。又日程第八は、全般的に踏切施設に対する政府の監督を強化

し、且つ施設基準を設けることを強調したものであります。委員会におきましては、踏切保安一般について、特に調査、検討を行いました結果、政府として全般的に研究せしめる必要あるものと認めました。

日程第九は、赤穂線敷設工事は東部から暫工、進捗しておるが、西部路線

地域が備前平野の宝庫地帯であり、又各種産業地域でもあるから、西部からも起工に着手し、速かに全線の開通を図つて欲しいというのであります。日程第十は、長崎の持つ国際性、産業文化の振興並びに観光的地域から、是非長崎本線より東京・長崎間の特別急行列車を運行して欲しいというのであります。日程第二十四は、片町線長尾・木津間にジーゼル・カーを増設して、

運転回数を増加し、併せて長尾駅における国鉄電車との連絡の便を図つて欲しいというのであります。この三件につきましても、委員会におきまして、審議の結果、産業の開発、利用者の利便等を考慮し、いずれも、願意をおおむね妥当と認めました。日程第十一、第十二及び第二十三は、いずれも十次造船計画が未だ決定されておらず、このままでは推移すれば、造船業、海運業及び関連産業に深刻な打撃を与え、産

業、経済、貿易の振興に影響が少なくないので、速かに十次造船を実施するようにして欲しいというのであります。委員会におきましては、慎重に審議しました結果、造船の促進は、現下の我が国経済の現状に鑑み、願意はおおむね妥当と認めました。

よつて委員会におきましては、以上の請願七件及陳情二件は、いずれも議院の會議に付するを要し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。右、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて、これらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) この際、日程の順序を変更して、日程第十三及び第十四の請願及び日程第二十五の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。水産委員会理事千田正君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔千田正君登壇、拍手〕

○千田正君 只今議題となりました請願二件、陳情一件に関しまして、水産委員会の審議の結果を御報告申し上げます。

請願第二千六百六十号は、ダムの漁業権に関する請願でありまして、ダム建設による水没犠牲者及び同市町村の更生並びに開発振興を図るために、漁業権を優先的に付与する措置を講ぜられたいというのであります。第二千六百九十号は、東京内海のヒトデ被害対策に関するものでありまして、本件と同様内容の請願が多数提出せられており、過般の委員会において、すでに採決し、報告済のものであります。

陳情第六百九十三号は、別府湾の漁業被害に関する漁業被害補償等の陳情でありまして、別府湾、なかなか大分、別府周辺において、戦後今日までの漁業の衰退は、海流異変或いは乱獲等による不漁と専ら信ぜられておりましたところ、先般偶然にも毒ガス弾

が発見され、終戦直後、旧軍隊による毒ガス弾海中沈没のことが判明し、初めて究明されたのでありますが、漁撈中直接にガス弾の毒手に倒れる者も漸次増加しつつある現状でありまして、一方、瀬戸内海に属する海域として、国においては、内海の漁場価値高揚のため漁獲設置を計画せられ、二十九年度より具体的にその実施の段階に入ろうとしている折柄でもあり、全漁民はこれに対し、異常な関心を持つており、この際、漁業に及ぼす被害補償について十分考慮せられると共に、かかる危険物を速かに撤去されるよう善処されたいというのであります。

以上三件は、関係政府当局の意見も聴取しました結果、願意妥当なるものとして、これを採決し、議院の會議に付し、内閣に送付するものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて、これらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井彌八君) 日程第十五より第二十二までの請願及び日程第二十六の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。建設委員長深川タマエ君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
〔深川タマエ君登壇、拍手〕
○深川タマエ君 只今議題となりました請願、陳情につきまして、建設委員会の審議の結果を御報告申し上げます。これらの請願中、河川に関するものは、福岡県遠賀川の改修、石狩川治水法線、徳島県長安口ダムの建設に伴う補償に関するものであり、道路につきましても、岡山市内、旭川の架橋に関するものでございます。次は、土地収用法の改正に関するものは、東富士演習場設置に伴う被害の救済、駐留軍労働者の労働契約及び手当に関するものであり、以上いずれも、願意をおおむね妥当なものとして、院議に付

し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第でございます。

右、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後十一時四十二分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

○本日の会議に付した事件

- 一、常任委員長辞任の件
- 一、常任委員長の選挙
- 一、日程第一 第十次計画造船実施促進に関する決議案
- 一、日本放送協会経営委員会委員の任命に関する件
- 一、国家公安委員の任命に関する件
- 一、日程第二 国有財産特別措置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 企業再建整備法の一部を改正する法律案

昭和二十九年六月三日 参議院会議録第五十八号

一、日程第四 精神衛生法の一部を改正する法律案

一、日程第五 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

一、憲政功労年金法案

一、日程第六乃至第十二の請願

一、日程第十三及び第十四の請願

一、日程第十五乃至第二十二の請願

一、日程第二十六の陳情

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君

副議長 重宗 雄三君

議員

佐藤 尚武君 小林 政夫君
岸 良一君 北 勝太郎君
片柳 眞吉君 梶原 茂嘉君
上林 忠次君 楠見 義男君
井野 碩哉君 石黒 忠篤君
加賀山之雄君 赤木 正雄君
森 八三一君 村上 義一君
三浦 辰雄君 前田 穰君
廣瀬 久忠君 後藤 文夫君
早川 慎一君 野田 俊作君
田村 文吉君 竹下 豊次君
高橋 道男君 高瀬莊太郎君
高木 正夫君 島村 軍次君
白井 勇君 横川 信夫君

深水 六郎君 安井 謙君

青柳 秀夫君 高野 一夫君

西川 弥平治君 石井 桂君

井上 清一君 関根 久蔵君

川口爲之助君 吉田 萬次君

酒井 利雄君 佐藤清一郎君

鈴木 幸弘君 谷口弥三郎君

宮本 邦彦君 長谷山行毅君

宮田 重文君 滝井治三郎君

大矢半次郎君 石川 榮一君

岡崎 眞一君 石原幹市郎君

植竹 春彦君 岡田 信次君

松岡 平市君 大谷 盛清君

國 伊能君 西郷吉之助君

中川 幸平君 北村 一男君

左藤 義詮君 中山 壽彦君

中川 以良君 山縣 勝見君

吉野 信次君 津島 壽一君

大達 茂雄君 青木 一男君

大野木秀次郎君 小瀧 彬君

古池 信三君 杉原 荒太君

榊原 幸君 大谷 實雄君

宮澤 喜一君 高橋 衛君

横山 フク君 西岡 ハル君

重政 庸徳君 小澤久太郎君

鹿島守之助君 木内 四郎君

藤野 繁雄君 雨森 常夫君

青山 正一君 秋山俊一郎君

入交 太蔵君 高橋進太郎君

仁田 竹一君 松平 勇雄君

永岡 光治君 加藤 武徳君

上原 正吉君 郡 祐一君

山本 米治君 小野 義夫君

愛知 揆一君 平井 太郎君

川村 松助君 白波瀬米吉君

池田幸右衛門君 島津 忠彦君

大和 與一君 松野 鶴平君

小林 英三君 草葉 隆圓君

泉山 三六君 黒川 武雄君

石坂 豊一君 木下 源吾君

内村 清次君 阿具根 登君

海野 三朗君 山口 重彦君

大倉 精一君 小松 正雄君

近藤 信一君 清澤 俊英君

小林 亦治君 小酒井義男君

佐多 忠隆君 江田 三郎君

田畑 金光君 堂森 芳夫君

高田なほ子君 森崎 隆君

矢嶋 三義君 安部キミ子君

岡田 宗司君 藤田 進君

戸叶 武君 田中 一君

藤原 道子君 小笠原三男君

天田 勝正君 山田 節男君

中田 吉雄君 松本治一郎君

千葉 信君 三橋入次郎君

野溝 勝君 羽生 三七君

三木 治朗君 荒木正三郎君

山下 義信君 曾根 益君

東 隆君 市川 房枝君

三浦 義男君 野本 品吉君

三好 英之君 石川 清一君

松浦 清一君

赤松 常子君 深川タマエ君

武藤 常介君 松浦 定義君

須藤 五郎君 加藤シツエ君

紅露 みつ君 加瀬 完君

千田 正君 松澤 衆人君

上條 愛一君 堀木 鎌三君

笹森 順造君 菊田 七平君

長谷部ひろ君 木村福八郎君

相馬 助治君 棚橋 小虎君

鶴見 祐輔君 一松 定吉君

苦米地義三君 松原 一彦君

羽仁 五郎君

国務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

運輸大臣 石井光次郎君

郵政大臣 堀田十一郎君

政府委員

大蔵大臣官房長 石田 正君

参議院会議録第五十三号正誤

頁 段 行 誤 正

二四九 一六 苦衷のなる 苦衷のある

二五〇 二二 適要 適用

二六二 三 諸種のの資 諸種の資源

参議院会議録第五十四号正誤

頁 段 行 誤 正

二六三 六七 お認めにな 正

二六三 六七 お認めにな 正

昭和二十九年六月三日 参議院會議録第五十八号

二二八八

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部

十五円
送料別

発行所

東京府新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五
郵便東京一九〇〇官報課